



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名：神姫バス株式会社
代表者名：取締役社長 長尾 真
(コード番号 9083 東証第2部)
問合責任者：取締役企画部長 横山 忠昭
(TEL：079-223-1247)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 134 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」および後記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合で併合いたします。
- ③効力発生日における発行可能株式総数 2,200万株
- ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	30,860,000株
併合により減少する株式数	24,688,000株
併合後の発行済株式総数	6,172,000株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	株式数（割合）
5株未満所有株主	112名（4.4%）	145株（0.0%）
5株以上所有株主	2,420名（95.6%）	30,859,855株（100.0%）
総株主	2,532名（100.0%）	30,860,000株（100.0%）

(注)5株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、具体的な手続きは、株主様がお取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する決議および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億1,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,200万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	(附則) <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議	平成 29 年 5 月 15 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(ご参考)

前記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

【株主名簿管理人・お問い合わせ先】

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502 大阪市中央区伏見町 3 丁目 6 番 3 号
(電話) 0120-094-777 (通話料無料)

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数のことです。現在、当社の 1 単元の株式数は 1,000 株ですが、これを 100 株に変更するのが、今回の単元株式数の変更です。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それよりも少数の株式とすることです。

今回、当社では、単元株式数を 100 株に変更することに併せて、5 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q3. 単元株式数変更、株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないですか。

株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の 5 分の 1 となりますが、1 株当たりの資産価値は 5 倍となります。また、株価につきましても、理論上は株式併合前の 5 倍となります。

Q5. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様所有の当社株式数は、今回の単元株式数の変更および株式併合の効力発生（平成29年10月1日予定）の前後で、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	株式数	議決権数	株式数	議決権数	端数株式
例①	2,400株	2個	480株	4個	なし
例②	1,903株	1個	380株	3個	0.6株
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし
例④	525株	なし	105株	1個	なし
例⑤	173株	なし	34株	なし	0.6株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株

併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、⑤および⑥のような場合）は、会社法の定めに基づき、端数株式が生じた株主様に対し、その買取代金を端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式の買取代金につきましては、平成29年12月中旬頃、お支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記例⑥のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きは、株主様がお取引されている証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 受け取る配当金額は、どうなるのでしょうか。

株主様が所有する当社株式数は株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

具体例を挙げてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および受取配当金総額等は、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備考
所有株式数	1,000 株	200 株	5 分の 1
1 株当たり年間配当金（予定）	6 円	30 円	5 倍
受取配当金額	6,000 円	6,000 円	変化なし

※1 株当たり年間配当金（予定）は、本定時株主総会で剰余金処分の件が承認可決された場合の金額です。

Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

具体的なスケジュールは、以下のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 12 月中旬頃	端数株式処分（買取）代金の支払開始

Q8. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

Q9. 株主優待については、どうなるのでしょうか。

詳細は、本日別途開示しております「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。